

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 小林 雄 二

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、シティネットワーク推進部」を削り、「地域振興部」の次に「、文化スポーツ観光部」を加え、同項第2号中「こども・福祉部」を「福祉部、こども未来部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の周南市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例による改正後の周南市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項（以下「継続調査事項」という。）は、改正後の条例の規定による各常任委員会のうち、当該継続調査事項を所管する常任委員会における継続調査事項とみなす。